



ShineNeT Internet Service
ダイアルアップ型 IP 接続サービス
サービス約款

2003 年 2 月現在

Shine On
Scalable, *hi*-quality *network On*...

有限会社 シャイン・オン



ShineNet Internet Service

ダイアルアップ型 IP 接続サービス約款

有限会社 シャイン・オン

2003年2月現在

第1章 総則

(契約約款)

第1条 有限会社シャイン・オン(以下「当社」といいます)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号以下「事業法」とする。)第31条第5項に基づき、このシャインネット ダイアルアップ型 IP 接続サービス約款(以下「本約款」といいます)を定め、当社はこれによりシャインネット ダイアルアップ型 IP 接続サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

(約款の適用)

第2条 この約款は、当社が契約者に本サービスをご利用頂くため、提供条件等を定めたものです。

(約款の変更)

第3条 当社は、本約款を変更することがあります。本約款が変更された後のサービスに係る料金その他サービス提供条件は、変更後の約款によるものとします。

2. 本約款を変更するときは、当社は、その変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知するものとします。
3. 当該通知発送の日より14日以内にお客様より本件契約を解除する旨の書面が到達しなかったときは、約款の変更を承諾したものとみなします。
4. 当社からネットワークを通じて契約者に発表される諸規約は、この契約約款の一部となります。

(用語の意味)

第4条 この約款の用語の意味は次のとおりとします。

- 1 契約者 当社とインターネット接続サービス契約をしている個人又は法人
- 2 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備
- 3 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
- 4 専用回線 当社が第一種電気通信事業者から専用サービスを受けて契約者に提供する専用の電気通信回線
- 5 回線接続装置 専用回線の終端に位置し、契約者の端末設備とインターネット接続サービスに係わる当社の設備との間の信号を変換する機能をもつ電気通信設備(DSU,CSU,modem等)
- 6 ルータ インターネット接続サービスの利用の為に、契約者または契約者との契約により当社が設置するデータの蓄積・交換・中継を行う電気通信設備
- 7 集線設備 契約者に電気通信サービスを提供するための回線を収容する設備
- 8 アクセスポイント 集線設備を設置した当社の管理する場所
- 9 ドメイン名 ICANNにより割当てられる組織を示す名前
- 10 ドメイン ひとつのドメイン名によって示される範囲
- 11 インターネット
ワークアドレス インターネットプロトコル(IP)として定められている32bitまたは128bitのアドレス
- 12 インターネット
接続サービス 契約者の指定する場所とアクセスポイントとの間を当社が設置する専用回線、第一種電気通信事業者が提供する電話回線(以下電話回線とする)で接続してインターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービス

ダイヤルアップ型	契約者の指定する場所とアクセスポイントを電話回線 IP 接続サービスで接続して提供するインターネット接続サービス。
13 端末設備	インターネット接続サービスを利用するため、約者が設置する電気通信設備
14 識別符号	当社が、ダイヤルアップ IP 接続サービスの契約者を識別するために契約者に付与する符号
15 パスワード	契約者を認証する為に識別符号とともに用いる符号

第 2 章 シャンネット・インターネットサービス

(シャインネット・インターネットサービスの種類)

第 5 条 シャインネット・インターネットサービスの種類は次のとおりとします。

- (1) 専用線型 IP 接続サービス
- (2) ダイヤルアップ型 IP 接続サービス

このうち本約款では、(2) ダイヤルアップ型 IP 接続サービスについて定めます。

(提供地域)

第 6 条 シャインネット・インターネットサービスの提供地域は、日本国内とします。

第 3 章 利用契約

(契約の単位)

第 7 条 本サービスの契約の単位は次のとおりとします。

- (1) ダイヤルアップ型 IP 接続サービス契約者が使用する種別符号 1 符号ごとに契約

(契約の申込み)

第 8 条 本サービスの契約申込みは、当社の定める契約申込書に次の事項を記載して当社の事業所又は申込所に提出するものとします。

- (1) 契約申込者の氏名(商号)、代表者、住所
- (2) サービスの品目
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) その他必要事項

(契約申込みの承諾)

第 9 条 契約申込みがあったときは、次の場合を除き本サービスを引き受け、利用設定書を送付します。

- (1) 契約申込者が本サービスの料金等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき
- (3) 本サービスの申込者が第 29 条第 1 項の各号に該当するとき
- (4) 本サービスの契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (5) 申込者が当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 申込者がインターネットにおいて排斥される行為を行うおそれがあると認められるとき
- (7) 当社による本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上困難なとき

(契約変更の申込み)

第 10 条 契約者が次の事項について契約変更の申込みをする場合は、当社の定める契約変更申込書に必要事項を記入し、変更予定日の 2 カ月前の当社営業日(変更予定日を算入せず、2 カ月とする。当該日が土曜日、日曜日、祝日の場合にはその直前の当社営業日)までに当社に提出していただきます。

- (1) 品目の変更
- (2) 契約者指定場所の移転

(3) 専用回線の変更

(契約変更の承諾)

第 11 条 契約変更の申込みがあったときは、次の場合を除き本サービスの変更を受け、変更申込み請書を送付します。

- (1) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき

(契約に基づく権利の譲渡)

第 12 条 契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができないものとします。

(契約者の地位の承継)

第 13 条 契約者において相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。

2. 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、承継の日から6カ月以内の当社営業日(承継の日を算入せずに6カ月とする。但し、当該日が、土曜、日曜、祝日の場合は、直前の当社営業日まで)までに承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知することとします。
3. 第1項の場合、相続により契約者の地位を継承した人が2人以上あるときは、前項の期間内にそのうちの1人を代表者と定め、書面によりその旨を通知することとします。
4. 代表者の届け出がないときは、当社が代表者を指定する。代表者が定まった場合は、当社の通知などは代表者宛にします。

(契約者の氏名等の変更)

第 14 条 契約者は、その氏名、商号、住所又は代表者に変更があったときは速やかに書面によりその旨を当社に届けるものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第 15 条 契約者が契約を解除しようとするときは、解除しようとする日を含む月の10日(10日が当社の営業日で無い場合はその直前の営業日)までに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

(識別符号およびパスワードの管理責任)

第 16 条 契約者は、識別符号およびパスワード管理の責任を負います。識別符号及びパスワードを第三者に譲渡、貸与(名義貸しを含む)、担保提供等することはできません。

2. 識別符号及びパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を当社は負いません。

第 4 章 通信

(制限事項)

第 17 条 契約者は、本サービスにおいて、次にあげるもの以外のインターネットワークアドレス、ドメイン名を使用して本サービスを利用することはできません。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| <インターネットワークアドレス> | 当社が指定したインターネットワークアドレス |
| <ドメイン名> | 当社が指定するドメイン名 |

(非常事態が発生した場合等の利用制限)

第 18 条 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部を提供できない恐れが生じたときは、「事業法」第8条並びに郵政省令で定める重要通信を確保するため、通信の一部を停止する措置を執ることがあります。

(設備の修理又は復旧)

- 第 19 条 本サービスの利用中に契約者が異常を発見したときは、契約者の設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の旨請求することができます。
2. 当社の電気通信設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを当社が知ったときは速やかにその設備を修理・復旧します。

(利用の制限)

- 第 20 条 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を執ることがあります。

(利用の中止)

- 第 21 条 当社は次に掲げる事由があるときは、本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ない事由があるとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
2. 当社は、本サービスの利用を中止するときは、被サービス会員に対し、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

第 5 章 利用料金

(料金体系)

- 第 22 条 料金体系は次のとおりとします。
- (1)登録料金
- (2)利用料金
- (3)オプションサービス使用料金

(料金)

- 第 23 条 当社が提供する本サービスの利用料金および登録料金は別途定めます。

(料金の計算方法)

- 第 24 条 料金は、当月 1 日から当月末日を 1 料金月として算定します。
2. 利用開始日は、申込書に記載した利用開始日をもって利用を開始した日とみなします
3. 利用終了日は、第 15 条の規定により、その月の末日とします。

(料金の支払い義務)

- 第 25 条 契約者が当社の提供する本サービスの申込みをし、当社がそれを引き受けたときは、第 22 条の規定の料金を支払う事になります。
2. 契約者は、第 24 条による利用開始日から利用終了日まで、利用料金を支払うものとします。

(料金等の請求及び支払い)

- 第 26 条 本サービスの利用料金の支払いは契約者が当該月の前月の末日までに遅延なく支払うものとします。
2. 加入、工事等にかかわる一時的費用は第 1 回の利用料金支払い時に併せてお支払い頂きます。
3. 加入料金（初期接続設定料）、利用料金等は解約時にも返却致しません。

(利用不能時の料金減額措置)

- 第 27 条 当社の責に汲べき事由により、ダイヤルアップ IP 型接続サービスにおいて利用月の半数日以上にわたって、全く利用し得ない状態が生じた場合はその翌月の利用料金は請求致しません。

(金額の端数処理)

第 28 条 料金その他の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

第 6 章 提供の停止等

(提供の停止)

第 29 条 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても料金、延滞利息を支払わないとき。
 - (2) 以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき
 - 1) 他の加入者または第三者もしくは当社の著作権の侵害
 - 2) 他の加入者または第三者もしくは当社への誹謗、中傷
 - 3) 他の加入者または第三者もしくは当社への脅迫
 - 4) 他の加入者または第三者もしくは当社に不利益を与える場合
 - 5) 故意に他の通信の妨げになる行為
 - 6) 選挙運動またはこれに類する行為
 - 7) 売名に関する行為
 - 8) 公序良俗に反する行為(猥褻・冒瀆的な行為・発言など)
 - 9) 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為
 - 10) 輸出条例に反する行為
 - (3) 前各号の他、この規約の規定に違反する行為で、当社又は第三者の業務遂行又は当社または第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 停止期間経過後も前項に該当している場合は引き続き停止します。
 3. 前 2 項の通信停止期間中は、別表第 2 号の料金、回線料金を支払うこととします。

(提供の中止)

第 30 条 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスを中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
2. 当社は前項の規定により本サービスを中止するときは、予めそのことを契約者に通知致します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

(契約の解除)

第 31 条 第 29 条の規定により通知をした提供停止期間を経過し、なお契約者が第 29 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービスを解除することがあります。

2. 前項の規定により契約を解除する場合は、第 17 条の規定は適用しません。

第 7 章 損害賠償

(損害賠償の範囲)

第 32 条 第一種電気通信事業者又は他の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、契約者が損害を被った場合は、当社は、契約者の請求に基づき当該第一種電気通信事業者又は他の電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に応じます。

(免責事項)

第 33 条 当社は、契約者の本サービスの利用に関して、次に定める事項については、一切の損害賠償の責を負いません。

- (1) 天災地変等当社の責に帰し得ない事由により当社が本サービスの全部又は一部の履行ができない場合に契約者に損害が発生した場合。

- (2) 第三者が、識別符号等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより、契約者又は第三者に損害を与えた場合。
- (3) 第26条第1項に定める請求を契約者が、その事由が発生してから3ヶ月を経過する日(事由発生日を算入せず3カ月とする。当該日が土曜、日曜、祝日の場合には、その直前の当社営業日まで)までに行わなかった場合。
- (4) 契約者に、第18条、第20条、第21条に定める事由により損害が発生した場合。
- (5) 本サービスによって得る情報の使用によって契約者に損害が発生した場合。

第8章 雑則

(延滞利息)

第34条 当社が提供する本サービスに関して契約者に請求した料金について、契約者が請求書に指定した期日までにその料金を支払わないときは、支払い期日の翌日から起算して、支払った日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うこととします。

(契約者の義務)

- 第35条 契約者は、当社から付与された識別符号及びパスワードの管理の責任を負います。識別記号及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出る必要があります。
2. 契約者は、本サービスの利用により、他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとします。
 3. 契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経路するすべてのネットワークの規則に従うこと。特に研究ネットワークは営利目的として利用できません。
 4. 契約者は、本サービスから得た情報を転載、転売、その他いかなる使用を行う際に、著作権者及び当社の事前承認を受けることが必要です。
 5. 契約者は、本サービスから得た情報を日本の輸出管理令その他の法令で定める禁輸国向けに直接提供又は第三者をして提供できません。
 6. 契約者は当社が定めるニュースグループの運用について次の事項を遵守することとします。
 - (1) 本サービス上のニュースグループで当社が管理している情報に関しては、発信者の事前承認なしに、加入者がシステム上で公開した内容を他媒体に転載することはできない。情報の取扱いその他については、各ニュースグループの定める了解事項を遵守すること。
 - (2) 当社の事前承認を得ることなしに、本サービス上で宣伝活動を行うことはできません。
 - (3) 当社は、以下の場合、契約者の投稿した記事を削除できるものとします。
 - 1) 投稿記事の内容が第29条の禁止行為に該当すると当社が判断した場合。
 - 2) 投稿後、一定期間を経過した場合。
 - 3) その他、当社が不適当だと判断した場合。
 - (4) 投稿記事を削除した場合、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。
 7. 契約者は、当社の本サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知して下さい。

(技術的事項)

第36条 インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項は、別に定めます。

(協議)

第37条 本契約約款に記載されていない事項で本サービスを提供する上で必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上定めるものとします。

(消費税)

- 第 38 条 第 22 条に規定する料金は、『税込み』と明記していない限り、消費税を含んでいません。契約者に対しては、算定料金及び工事費等に加えてその消費相当額を支払いいただきます。
2. 第 34 条に規定する延滞利息については前 2 項の規定は適用しません。
 3. 第 32 条の規定により当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とします。

附則

1. 本約款は、平成 15 年 2 月より実施します。

別表第1号 料金等

1. 初期費用

1) 登録料金

ダイヤルアップ型 IP 接続サービスの登録料金（1 契約ごとの料金）

基本サービス	5,000 円	（消費税を含む）
メール ID 追加	1,000 円（1 回）	
メーリングリスト作成	2,000 円（1 回）	
www サーバー容量追加	1,000 円（1 回）	

2. サービス料金

1) 接続料金

ダイヤルアップ型 IP 接続サービスの接続料金（1 契約ごとの料金）

スタンダード・コース	月額 1,800 円	年額 18,000 円（消費税を含む）
スタンダード PLUS!・コース	月額 2,200 円	年額 22,000 円（消費税を含む）
エキスパート・コース	月額 3,000 円	年額 30,000 円（消費税を含む）

注1) 基本料金には1つのメールIDが含まれます。エキスパート・コースでは、メールIDを2個追加利用が可能です。

注2) 法人契約は、エキスパート・コースと同内容です。

注3) スタンダード PLUS!・コースには5MByte、エキスパート・コースには30MByteまでのwwwサーバーご利用料金が含まれます。エキスパート・コースでは容量追加が可能です。

2) 付加サービス料金

ダイヤルアップ型 IP 接続の場合の付加サービスの料金は以下の通りとします。（1 契約ごとの料金）

追加メール ID	月額 300 円 / 1 メール ID
メーリングリスト運営	月額 300 円
www サーバー容量追加	月額 300 円 / 1MByte

なお、年額一括前払いの場合は10ヶ月分とします。

4. 料金の支払い方法

1) 初期費用

初期費用は、お申込時にお支払い頂きます。

2) サービス費用

サービス費用は、前払いでお支払い頂きます。

毎月払いの場合、お支払い方法は、口座振替又はクレジットカードとします。

年間一括払いの場合、お支払い方法は、口座振替又はクレジットカード又は銀行振込とします。

但し、法人契約の年間一括払いの場合は、別途ご相談させていただきます。

3) 契約変更に伴う費用

変更手数料は変更手続きのお申込時にお支払いいただきます。

附則

本別表は、平成 15 年 2 月より実施します。

別表第2号 技術的事項

1. ダイヤルアップ型IP線接サービスにおける責任の分岐点

責任の分岐点は電話網またはISDNとも当社のネットワークセンターのモデムまたはT Aまでとします。

2. 物理的条件, 相互接続回路及び電気的特性の条件

1) ダイヤルアップ型IP接続サービス

5. 当基本的な通信手順の種類

ダイヤルアップ型IP接続サービスにおける当社のサービスとの接続には、RFC1548,RFC1570 に定められているプロトコルに準拠したPPPソフトウェアを使用します。

1) ダイヤルアップ型IP接続サービス

TCP/IP,PPP

注) 各サービス品目において、契約者側端末装置の性能または、第一種通信事業者の提供する線路の特性により可能な電送速度が記述速度と異なる場合があります。

附則

本別表は、平成15年2月より実施します。

ShineNeT Internet Service

有限会社シャイン・オン

〒709-1121 倉敷市茶屋町 116

Tel 086-420-0152 Fax086-420-0158

作成 1997年7月1日

改訂 2003年2月1日

本約款は予告なく変更する場合があります。